

令和2年5月22日

令和2年7月1日改定

令和2年7月23日改定

令和2年8月24日改定

令和2年9月19日改定

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の提言、「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。

各施設においては、定められた各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防策を徹底してください。

### 【屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント】

感染リスク	感染防止策
<b>接触感染</b> ・感染者の身体が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では感染リスクの増加	・こまめな <b>手洗い</b> の励行 ・出入口、トイレ等での <b>手指消毒</b> ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人とが <b>触れ合わない距離</b> の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
<b>飛沫感染</b> ※5 $\mu$ m以上の粒子 ・感染者の飛沫（5 $\mu$ m以上）の吸い込み ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には飛沫飛散が生じ感染リスクの増加	・ <b>マスク着用</b> （飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・ <b>演者が発声</b> する場合には、 <b>舞台から観客の距離を2m確保</b> ・ <b>劇場・ホール内での食事</b> は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため <b>自粛</b> を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
<b>マイクロ飛沫感染</b> ※5 $\mu$ m未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み ※ 大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告	・ <b>大声を伴うイベント</b> では隣席との <b>身体的距離の確保</b> ・同一観客グループ内では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため <b>換気を強化</b>

※ 令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙9」を編集

本ガイドラインは、政府のこれまでの知見を踏まえ、「接触感染」、「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」に対する「感染防止策」を徹底し、適切に施設を利用していただけると示しています。

特に、施設利用等によるクラスターの発生を予防するため、「予約制」の導入、「利用者名簿」の管理、「接触確認アプリ (COCOA)」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等の利用をお願いします。

このガイドラインの社会体育施設とは、次の施設をいう。

体育館・青少年センター  
(競技場 (1) (2) 剣道場・柔道場・弓道場・多目的室 (1) (2) (3)・大会議室・第2研修室  
・トレーニングルーム)・川西運動場・中央公園野球場・中央公園芝生広場・東浜庭球場・  
西浜庭球場・芦屋公園庭球場・海浜公園水泳プール・朝日ヶ丘公園水泳プール

## 1 社会体育施設の利用者に実施していただく事項

### (1) 社会体育施設の利用の自粛

自宅で検温し、発熱 (37℃以上) または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

### (2) 社会体育施設を運動・スポーツ目的で利用する際の留意事項

社会体育施設を運動・スポーツ目的で利用する際には、以下の点にご留意ください。

なお、運動・スポーツ以外の目的 (文化教室や会議等) で利用される場合には、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を遵守してください。

#### ア 十分な距離の確保

・運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から人と人が接触しない程度の距離を確保してください。会話は控えめにすること

#### イ 位置取り

・走る、歩く運動・スポーツにおいて、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線で並ぶのではなく、並走等の工夫すること

#### ウ 運動・スポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わないこと

#### エ タオルの共用はしないこと

#### オ 施設利用のミーティング等においても三つの密を避けること

カ 観客については、観客同士が密な状態にならないように留意し、大声での声援を送らないことや会話を控え、会話をする場合は、必ず、マスクの着用を行うこと

キ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。

また、大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

ク 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

ケ 施設運営者の指示にしたがうこと

### (3) 利用定員数の縮小

ア 競技種目により利用者数は異なるが、施設面積に応じた入場制限をする。

イ 観客については、観客同士が密な状態にならないようにする。

#### (4) マスクを着用

- ア 来館する際は必ずマスクを着用してください。
- イ 運動・スポーツをしていない間や観客については、原則、マスクの着用してください。

#### (5) 手洗い、手指消毒

施設入口において、アルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

#### (6) 対人距離の確保

受付に並ぶときや座席に座るときなど、人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

#### (7) コロナ追跡アプリ等の活用

入場する際に入り口に掲示している、「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを読み取って登録してください。（スマートフォン等をお持ちでない方は不要です。）

#### (8) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物を流してください。

#### (9) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。  
また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

#### (10) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

#### (11) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行なうよう努めてください。

#### (12) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。
- イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

#### (13) 各競技団体等ガイドラインの遵守

運動・スポーツにかかる各競技団体等から競技別ガイドラインが発表されている場合には、本ガイドラインとともに競技別ガイドラインも遵守してください。

## 2 施設管理者において実施する事項

施設管理者側は、利用者の利用目的の類型が、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」又は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」により収容率や人数制限、感染防止対策に留意してください。

【各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽 クラシック音楽（交響楽，管弦楽曲，協奏曲，室内楽曲，器楽曲，声楽曲等）歌劇，楽劇，合唱，ジャズ，吹奏楽，民族音楽，歌謡曲等のコンサート	音楽 ロックコンサート，ポップコンサート 等
演劇等 現代演劇，児童演劇，人形劇，ミュージカル，読み聞かせ，手話パフォーマンス 等	スポーツイベント サッカー，野球，大相撲 等
舞踊 バレエ，現代舞踊，民族舞踊 等	公営競技 競馬，競輪，競艇，オートレース
伝統芸能 雅楽，能楽，文楽，人形浄瑠璃，歌舞伎，組踊，邦舞 等	公演 キャラクターショー，親子会公演 等
芸能・演芸 講談，落語，浪曲，漫談，漫才，奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブ ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典 各種講演会，説明会，ワークショップ，各種教室，行政主催イベント，タウンミーティング，入学式・卒業式，成人式，入社式 等	【注】 「合唱」，「吹奏楽」，「運動」，「調理・会食」等で，施設を使用する場合は，「大声での歓声・声援等が想定されるもの」として取り扱いますので，ご留意のほどお願いします。
展示会 各種展示会，商談会，各種ショー	

- ・上記は例示であり，実際のイベントが上のいずれに該当するかについては，大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む）の食事については業種別ガイドラインで制限。またイベント中の食事を伴うものについては，「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

※ 令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙2」を編集

## 感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止対策等（収容率100%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの</li> <li>※ マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布</li> </ul>
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの</li> <li>※ 隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提）</li> <li>※ 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</li> </ul>
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（業種別のガイドラインで定める）</li> </ul>
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗いの奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒</li> </ul>
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避</li> </ul>
⑧	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食の制限</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> </ul>
⑨	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断った際の払戻し措置</li> </ul>
⑩	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励</li> </ul>
⑪	催事前後の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> </ul>
(3) イベント開催の共通の前提		
⑫	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>※ 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可</li> </ul>
⑬	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談</li> <li>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

※ 令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙4」を編集

- (1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底
- (2) マスク着用の周知・確認  
着用した上で来場するよう周知する。  
マスクをお持ちでない方がおられた場合は、主催者(代表者)側でマスクを準備し、着用率100%となるよう注意喚起を行う。
- (3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置  
入口付近にアルコール消毒液等を配置する。
- (4) 来場者の体調の確認  
ア 自宅で検温をしていただき、37℃を超える発熱がある場合は利用又は入場をお断りする場合がありますことを周知する。  
イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃を超える発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては利用又は入場をお断りする。
- (5) 対人距離の確保  
ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距離(最低1メートル)の間隔を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。  
イ 受付等に行列ができる場合には、身体的距離(最低1メートル)の間隔を空けた整列を促す。  
ウ 利用については、競技種目ごとに感染拡大予防の観点から利用数の上限を定める。  
エ 観客者数については、観客同士が密にならないように留意する。
- (6) コロナ追跡アプリ等の活用  
入り口に「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを掲示し、来場時に、QRコードの読み取り登録を促す。(スマートフォン等をお持ちでない方は、不要。)
- (7) 窓口での感染防止策  
対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。
- (8) 換気  
屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。  
なお、換気ができない場合は利用不可とする。  
ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。(機械換気でも可)  
イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。
- (9) 館内の消毒  
1日2回(午前と午後)以上、アルコールで館内の消毒を行う。
- (10) トイレの消毒、使用等(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)  
ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。  
イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。  
ウ 混雑するときは、身体的距離(最低1メートル)を確保して整列を促す。

(11) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するように周知する。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。
- イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。
- ウ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的アルコールで消毒する。
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

(12) スポーツ用具の管理

- ア スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにする。（利用者が所有するスポーツ用具を持参）
- イ スポーツ用具の貸出しはしない

(13) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。（ごみの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託業者に準備してもらう。）

(14) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに別室へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1か月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所などへ提出することを明示しておく。施設利用者の名簿によらない不特定来館者については、名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる学習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

4 市主催イベント・大会等の開催について

下表のとおりとする。

（当面令和2年11月末まで）

【イベント開催制限の考え方】

	収容率		人数上限
イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	① 収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50% ② 収容人数 10,000人以下
	100%以内（席がない場合は適切な間隔）	50%以内（席がない場合は適切な間隔）	⇒5,000人

[注] 収容率と人数上限でどちらかが小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙1」を編集